



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
12月28日
号外(3)
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	1
○ 訓 令	
※滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正(人事課)	7
○ 教育委員会訓令	
※滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正(教育総務課)	7

規 則

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第62号

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和32年滋賀県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第8項中「223,200円」を「224,200円」に改める。

付則第4項各号中「付則第15項」を「付則第14項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

技能労務職給料表

号給	特(1)	(1)	(2)
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	147,100	147,100	217,800
2	148,100	148,100	218,900
3	149,100	149,100	219,900
4	150,100	150,100	220,900
5	151,200	151,200	226,800
6	152,300	152,300	228,200
7	153,400	153,400	229,600
8	154,400	154,400	231,000
9	155,300	155,300	232,400
10	156,400	156,400	234,000
11	157,500	157,500	235,500
12	158,600	158,600	236,900
13	159,500	159,500	238,100
14	160,600	160,600	239,700
15	161,800	161,800	241,200
16	162,900	162,900	242,600
17	164,000	164,000	243,600
18	165,400	165,400	245,100
19	166,700	166,700	246,400
20	167,900	167,900	247,600
21	169,000	169,000	248,700
22	170,200	170,200	249,700
23	171,400	171,400	250,600
24	172,600	172,600	251,500
25	173,700	173,700	252,400
26	175,200	175,200	253,300
27	176,700	176,700	254,100
28	178,200	178,200	254,900
29	179,600	179,600	255,600
30	181,000	181,000	256,700
31	182,500	182,500	257,900
32	184,000	184,000	259,000
33	185,400	185,400	267,600
34	187,100	187,100	269,100

35	188,800	188,800	270,700
36	190,500	190,500	272,200
37	192,200	192,200	273,800
38	193,300	193,300	275,500
39	194,700	194,700	277,100
40	195,800	195,800	278,700
41	196,200	196,200	280,300
42	197,900	197,900	281,800
43	199,400	199,400	283,300
44	200,900	200,900	284,800
45	202,400	202,400	285,900
46	203,800	203,800	287,500
47	205,200	205,200	289,000
48	206,600	206,600	290,500
49	208,000	208,000	291,900
50	209,300	209,300	293,500
51	210,600	210,600	295,100
52	211,900	211,900	296,700
53	213,200	213,200	298,200
54	214,400	214,400	299,800
55	215,600	215,600	301,300
56	216,700	216,700	302,800
57	217,800	217,800	304,400
58	218,900	218,900	306,000
59	219,900	219,900	307,600
60	220,900	220,900	309,100
61	226,800	226,800	310,000
62	228,200	228,200	311,500
63	229,600	229,600	313,000
64	231,000	231,000	314,600
65	232,400	232,400	316,200
66	234,000	234,000	317,800
67	235,500	235,500	319,300
68	236,900	236,900	320,800
69	238,100	238,100	322,200
70	239,700	239,700	323,400
71	241,200	241,200	324,500
72	242,600	242,600	325,600

73	243,600	243,600	326,300
74	245,100	245,100	327,200
75	246,400	246,400	328,000
76	247,600	247,600	328,800
77	248,700	248,700	329,600
78	249,700	249,700	330,000
79	250,600	250,600	330,600
80	251,500	251,500	331,300
81	252,400	252,400	332,100
82	253,300	253,300	332,800
83	254,100	254,100	333,500
84	254,900	254,900	334,100
85	255,600	255,600	334,600
86	256,700	256,700	335,200
87	257,900	257,900	335,700
88	259,000	259,000	336,300
89	260,200	267,600	336,600
90	261,400	269,100	337,100
91	262,500	270,700	337,500
92	263,600	272,200	337,900
93	264,700	273,800	349,900
94	265,800	275,500	351,300
95	266,900	277,100	352,700
96	267,900	278,700	354,200
97	268,900	280,300	355,700
98	269,900	281,800	356,500
99	270,900	283,300	357,500
100	271,800	284,800	358,500
101	272,700	285,900	359,400
102	273,600	287,500	360,500
103	274,500	289,000	361,400
104	275,400	290,500	362,400
105	276,300	291,900	363,300
106	277,200	293,500	364,000
107	278,100	295,100	364,700
108	279,000	296,700	365,300
109	280,000	298,200	365,700

110	281,000	299,800	366,300
111	281,900	301,300	367,000
112	282,800	302,800	367,700
113	283,300	304,400	368,000
114	284,000	306,000	368,700
115	284,700	307,600	369,400
116	285,600	309,100	370,000
117	286,600	310,000	370,300
118	287,400	311,500	370,900
119	288,200	313,000	371,600
120	289,000	314,600	372,200
121	289,700	316,200	372,500
122	290,200	317,800	373,100
123	290,600	319,300	373,800
124	291,000	320,800	374,400
125	291,200	322,200	374,800
126	291,500	323,400	375,300
127	291,700	324,500	375,900
128	292,000	325,600	376,400
129	292,200	326,300	376,900
130	292,400	327,200	377,500
131	292,700	328,000	378,000
132	292,900	328,800	378,300
133	293,200	329,600	378,700
134	293,500	330,000	379,200
135	293,800	330,600	379,600
136	294,100	331,300	380,000
137	294,400	332,100	380,400
138	294,800	332,800	380,900
139	295,100	333,500	381,300
140	295,500	334,100	381,700
141	295,700	334,600	382,000
142	295,900	335,200	
143	296,200	335,700	
144	296,600	336,300	
145	296,800	336,600	
146	297,100	337,100	
147	297,500	337,500	

148	297,900	337,900
149	298,100	338,300
150	298,400	338,800
151	298,800	339,300
152	299,100	339,800
153	299,300	
154	299,600	
155	300,000	
156	300,300	
157	300,500	
158	300,900	
159	301,300	
160	301,600	
161	301,800	
162	302,000	
163	302,300	
164	302,700	
165	302,900	
166	303,100	
167	303,400	
168	303,700	
169	304,100	
170	304,300	
171	304,600	
172	304,900	
173	305,200	

注 この表の特(1)欄は第2条第14号に規定する職員に、(1)欄は特(1)欄または(2)欄の適用を受けない職員に、(2)欄は同条第1号に規定する職員その他知事が適当と認める職員に適用する。

付 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、付則第4項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則（付則第4項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「新規則」という。）第5条第8項および別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 新規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新規則の規定による給与の内払とみなす。

(この規則の施行に関し必要な事項)

- 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

訓 令

滋賀県訓令第27号

滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年滋賀県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

第4条(見出しを含む。)中「期末手当」の右に「および勤勉手当」を加える。

付則第2項各号中「付則第16項」を「付則第15項」に、「付則第15項」を「付則第14項」に改める。

別表(1)の項中「350,500」を「352,700」に改め、同表(2)の項中「259,800」を「263,600」に改め、同表(3)の項中「254,700」を「259,000」に改め、同表(4)の項中「259,800」を「263,600」に改め、同表(5)の項から(7)の項までの規定中「343,000」を「345,500」に改め、同表(8)の項中「417,900」を「422,400」に改める。

付 則

- この訓令は、令和5年12月28日から施行する。ただし、第4条の改正規定および付則第2項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
- この訓令(前項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。)による改正後の滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(以下「新規程」という。)別表の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 新規程の規定を適用する場合には、この訓令による改正前の滋賀県特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

教 育 委 員 会 訓 令

滋賀県教育委員会訓令第7号

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月28日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

第6条(見出しを含む。)中「期末手当」の右に「および勤勉手当」を加える。

別表第1(1)の項中「3,010」を「3,060」に改め、同表(2)の項中「1,960」を「1,980」に改め、同表(3)の項中「3,010」を「3,060」に改め、同表(4)の項中「1,600」を「1,620」に改め、同表(5)の項中「2,010」を「2,030」に改め、同表(6)の項中「3,520」を「3,580」に改め、同表(7)の項および(8)の項中「5,020」を「5,110」に改め、同表(9)の項中「3,010」を「3,060」に改め、同表(10)の項中「2,760」を「2,790」に改め、同表(11)の項中「1,600」を「1,620」に改め、同表(12)の項中「1,000」を「1,010」に改め、同表(13)の項中「1,600」を「1,620」に改める。

別表第2(1)の項および(2)の項中「2,760」を「2,790」に改め、同表(3)の項中「3,580」を「3,610」に改め、同表(4)の項中「4,670」を「4,710」に改め、同表(5)の項中「6,600」を「6,650」に改め、同表(6)の項中「4,090」を「4,130」に改め、同表(7)の項中「4,160」を「4,200」に改め、同表(8)の項中「4,080」を「4,120」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

